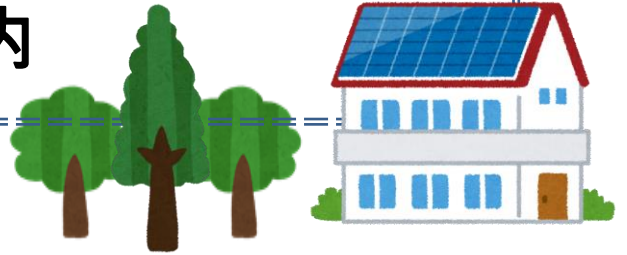


令和3年度



飯能市住宅用太陽光発電システム等 設置補助制度のご案内



申請受付 令和3年4月26日(月)9:00から

※工事着手7日以上前までの事前申請です。
※予算額に達し次第、受付を終了します。

【補助対象住宅】

令和3年4月1日以降に対象システムの設置工事に着手したもの

- 戸建て住宅
- 店舗等の併用住宅（当該建築物の延べ面積の2分の1を超える面積を住宅の用途に供するものに限ります。）

【補助対象外】

- 集合住宅
- 全量売電
- 過去に市から補助を受けた対象システム（異なる対象システムを申請することは可。）

お問い合わせ先

飯能市産業環境部環境緑水課（飯能市役所本庁舎別館2階）

〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳1-1

TEL：042-973-2125（直通）／FAX：042-971-2393

MAIL：kankyo@city.hanno.lg.jp

HP：https://www.city.hanno.lg.jp/

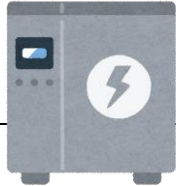
（詳細は市ホームページでもご覧いただけます。また、申請書等の様式や記入例をダウンロードできますので、ご活用ください。）

【補助対象者】

次の①～⑤の条件をすべて満たす方が対象です。

- ①次の(1)～(3)のいずれかに該当する方（4月1日から対象システムの設置工事に着手したもの）
 - (1)申請者が自ら居住する市内の既築住宅の屋根等に対象システムを設置する方
 - (2)市内に新築住宅を建築し、当該住宅等に対象システムを設置し、自ら居住することとなる方
 - (3)市内の居住実績のない対象システム付き建売住宅を自ら購入し、居住する方
- ②市内に住所がある方（これから住所を有することとなる方を含む）
- ③市税（国民健康保険税を含む）を完納している方
- ④既築住宅の場合は工事着工前に、新築・建売住宅の場合は工事着工前かつ建物の引渡し前に補助金交付申請書を提出し、交付決定通知書を受けられる方
- ⑤補助事業の完了後（既築住宅の場合はシステム設置完了後、新築・建売住宅の場合は建物の引渡し完了後）30日以内または令和4年3月18日(金)のいずれか早い日までに実績報告書を提出できる方

【補助対象システムおよび補助金額】

補助対象システム		補助金額	補助対象となるシステム
太陽光発電システム	余剰売電型	太陽電池の公称最大出力値（kW）（小数点以下第2位未満は切り捨てる）に2万円を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる） 公称最大出力値の上限値は3.5kW、上限額は7万円	一般財団法人電気安全環境研究所の太陽電池モジュール認証に相当する認証を受けている未使用のものかつ設置者が電力会社と余剰電力の売電契約を締結しているもの、または、売電契約を行わずに、発電した電力を全て自家消費するもの
	自家消費型	一律15万円 蓄電池と同時申請で3万円加算	
太陽熱利用システム	自然循環型	一律3万円	一般財団法人バタリービングの優良住宅部品の認定を受けている未使用のもの
	強制循環型	一律5万円	
定置用リチウムイオン蓄電池		蓄電池容量（kWh）（小数点以下第2位未満は切り捨てる）に3万円を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる） 上限額は25万円	一般社団法人環境共創イニシアチブの補助対象機器である未使用のものかつ太陽光発電システム、または、家庭用燃料電池コージェネレーションシステムと接続し、蓄電池容量が2kWh以上のもの
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）		一律15万円	一般社団法人燃料電池普及促進協会の補助対象システムである未使用のものかつ定格運転時の発電出力が0.5kW以上であり、低位発熱量基準の総合効率が80%以上で貯湯容量（ℓ）が50ℓ以上のタンクを有し、燃料電池ユニット部の排熱を貯湯ユニット部に蓄えられるもの

【補助金交付までの流れ】

※提出書類につきましては、交付申請時・実績報告時ともに申請者の名前で全て統一して作成していただきますようお願いいたします。

交付申請書の提出

補助金の交付を受けようとする方は、以下の書類を、設置工事着手の7日前までに、市役所環境緑水課窓口へ直接ご提出ください。

※郵送による提出は受け付けておりません。

1	飯能市住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付申請書（様式第1号）
2	《既築・新築住宅の場合》対象システムの経費内訳が明記されている工事請負契約書または見積書の写し 《建売住宅の場合》売買契約書の写し及び対象システムの経費内訳が明記されている内訳書 ※付属機器、設置工事費用などの内訳が明記されていて、社印等の押印があるもの
3	対象システムの仕様、規格等が確認できる書類（カタログなどの写し）
4	対象システムの配置場所が確認できる図面 ※太陽光パネルの配置図など
5	工事着手前の現状写真 ※建売住宅の場合は除く 《新築住宅の場合》建物の工事途中または更地の写真 《既築住宅の場合》住宅全体の写真及び設置箇所が確認できる写真 ※蓄電池のみを申請・設置する場合は、太陽光パネルまたはエネファームを設置してあることが確認できる写真も添付してください。
6	設置場所の案内図
7	市税の未納がないことを確認できる書類（納税証明書） ※申請時に飯能市に居住していない方は除く ※市役所収税課、各地区行政センター（富士見を除く）、飯能駅サービスコーナーで交付可能
8	委任状（申請者またはそのご家族以外の方が代理で書類をお持ちになる場合のみ提出）
9	設置工事着工に関する証明書 （令和3年4月1日（木）から4月25日（日）までの間に、設置工事に着手した方のみ提出）
10	その他市長が必要と認める書類（上記の書類以外に、追加で書類を求められた場合のみ提出）



交付決定

申請内容を審査し、補助金の交付が決定した場合は、飯能市住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付決定通知書（様式第2号）を送付します。

工事着手

交付決定を受けてから設置工事に着手してください。

申請時の内容に変更が生じた場合は・・・

交付決定通知後、計画変更（設置経費、対象システムのメーカーや型式、公称最大出力、蓄電池容量、貯湯容量等に変更がある場合）または中止もしくは廃止する場合は、変更等承認申請書（様式第3号）を必ずご提出ください。変更による交付決定金額の減額をすることはありますが、増額することはできません。

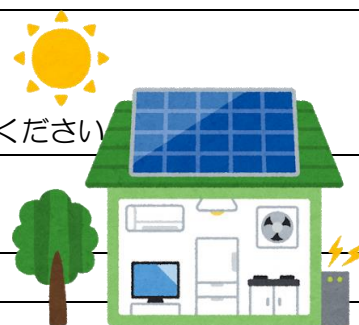
実績報告書の提出

設置工事完了（既築住宅の場合）もしくは建物の引渡し完了後（新築・建売住宅の場合）30日以内または令和4年3月18日（金）のいずれか早い日までに以下の書類を市役所環境緑水課窓口へ直接ご提出ください。

※郵送による提出は受け付けておりません。

※令和3年4月1日（木）から4月25日（日）までの間に、設置工事に着手した方は交付決定通知日もしくは工事完了日から30日以内にご提出ください。

1	飯能市住宅用太陽光発電システム等設置補助金実績報告書（様式第4号）
2	対象システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し ※付属機器、設置工事費用などの内訳が明記されていて、社印等の押印があるもの
3	対象システムの保証書の写し（「太陽光発電システム余剰売電型」のみを申請される場合は提出不要） ※保証開始日がわかるもの
4	電力会社との系統連系に伴う電力受給契約を証明する書類の写し（「太陽光発電システム余剰売電型」を申請される場合は提出） ※「接続契約のご案内」「特定契約締結完了通知」など
5	対象システム設置完了後の写真（建物全体と対象システムの写真） ※太陽光パネルについては、枚数が確認できるもの ※蓄電池とエネファームについては、型式名等がわかる銘板の写真もご提出ください
6	申請者の住民票の写し（申請時から住所変更していない方は提出不要） ※申請者ご本人のみが記載されているもの
7	請求書
8	債権者登録（新規・廃止）申請書
9	通帳のコピーなど、銀行・支店名・預金種目・口座番号・名義の確認ができるもの
10	電力の売電開始後、第1回目の検針票（電力会社が電力の買取りを開始した日が記載されているもの）の写し（令和3年4月1日（木）から4月25日（日）までの間に、設置工事に着手した方で「太陽光発電システム余剰売電型」を申請される場合のみ提出）
11	その他市長が必要と認める書類（上記の書類以外に、追加で書類が求められた場合のみ提出）



確定通知

提出された実績報告書の内容を審査し、補助金の交付内容に適合すると認めるときは、飯能市住宅用太陽光発電システム等設置補助金額確定通知書（様式第5号）を送付します。

補助金の振り込み

補助金額確定通知後、補助金を指定された金融機関の口座へ振り込みます。

データ報告のご協力

太陽光発電システムを設置した方は、モニターのご協力をお願いします。

システムの設置にあたっては、近隣とのトラブルが生じないように配慮してください。